

債権者不確知預金の払戻しに関する手続法上の問題について

2008年12月10日

青 山 善 充

1 問題の所在

債権者不確知預金（誰に払いすべきか、債権者がはっきりしない預金）⁽¹⁾の払戻請求があった場合の金融機関の対応手段はどうか。特に、金融機関が訴訟に巻き込まれない方法、または応訴の負担をなるべく軽減する方法はあるか。

まず考えられるのは弁済供託（民494条）であるが、供託が常に受理されるか、受理されればそれで万事解決するかといえば、そうではない。そこで債権者不確知預金について、債権者の一人（とおぼしき者）から銀行に対して訴訟（払戻請求その他）が提起された場合に、応訴の負担を最小限にし、かつ、二重払いのリスクを回避するには、銀行はどうしたらよいか。

2 供託による問題解決

(1) 債権者不確知による弁済供託の要件

「弁済者が過失なく債権者を確知することができないとき」（民494条後段）については、次のように解されている。

- a 「債権者を確知することができない」とは、債権者が客観的には存在するが、弁済者の立場から見て、これを確実に知ることができないこと。不確知の原因が事実上のものか（債権者が死亡し相続が開始したが相続人が誰か分からない場合等）、法律上のものか（債権譲渡の効力について譲渡人と譲受人との間で争いがある場合等）を問わない（我妻309頁、林＝石田＝高木291頁〔石田〕、注釈民法（12）292頁〔甲斐〕、奥田564頁、中田356頁等）。

この場合、供託実務上は、相続人の氏名住所が不明のときは、供託書の被供託者欄の被供託者を「住所何某の相続人」と表示し、また、債権譲渡について争いが

(1) 債権者不確知預金の例：①借名預金（親族名義等）、②架空名義預金、③睡眠預金、相続預金（矛盾する遺言がある場合を含む）等々。

あるときは、譲渡人Aと譲受人Bを併記して「AまたはB」として供託することができる（供託先例判例〔2版〕148頁〔浦野雄幸〕）。

- b 「弁済者が過失なく」とは、弁済者が善良な管理者の注意を払ってもなお、の意。弁済者の過失が原因で債権者不確知の事態をもたらした場合や不確知とする認識・判断が甘くそこに過失がある場合をいう（供託先例判例〔2版〕56頁〔太田健治〕）。

（2） 預金債務等の供託に関する先例・判例

- ・ 譲渡禁止の特約ある預金債権に転付命令が発せられた場合に、債権者不確知による供託ができるか。かつては供託ができるとするのが先例であったが（昭和30年7月19日民事甲1413号民事局長回答等）、その後、転付命令が発せられたというだけでは債権者不確知による供託はできない、とされるに至った（昭和45年10月21日民事甲4425号民事局長通達。供託先例判例〔2版〕54頁〔松下淳一〕）。転換のきっかけになったのは、最判昭和45年4月10日民集24巻4号240頁（転付命令には民法466条2項の適用ないし類推適用はない）であった。
- ・ 無記名定期預金については、そのような債権を発生させた銀行に過失があるから、供託できない（昭和40年10月27日民事甲2989号民事局長電報回答。これに賛成するもの、供託先例75頁〔中馬義直〕、林＝石田＝高木前掲）。
- ・ 架空名義の銀行預金につき、夫婦が離婚後、預金証書は夫が、印鑑は妻が所持し、各自が預金者であると主張して係争中である場合には、債権者不確知として弁済供託できる（昭和46年度全国供託課長会同決議・5問。供託先例判例〔2版〕56頁〔太田健治〕）。

（3） 供託申請に関する供託官の審査権限

供託申請を受けた供託官は、供託の要件に合致しているかについて審査権限を有する。

供託の要件は、手続上の事項に関する形式的要件と、実体上の事項に関する実質的要件とから構成される。

形式的要件は、①供託の申請が適式有効であること、②当事者が実在し、当事者能力を有すること、③供託を義務づけまたは許容する根拠法令が存在すること、④供託所が当該供託につき管轄権を有すること、⑤供託の目的物が適格を有すること、である。

実質的要件は、①当事者が当事者適格を有すること、②供託の原因が存すること、である。

問題は、供託官の審査権限は、形式的要件に限定されるか、実質的要件にも及ぶか、である。現在は後者と考えられている。

- ・ 限定説＝「供託官吏は供託書につきそれが供託法2条所定の要件を具備しているかどうか等いわゆる形式的要件について審査すれば足り、それ以上に供託の原因たる契約

の存否、効力の有無等についての実質的審査権限を有するものではない」(最判昭和36年10月12日裁判集民55号125頁)。

- ・非限定説＝「その審査の対象は、供託書の適式性、添付書類の存否等の手続的要件に限られるものではなく、提出された供託書及び添付書類に基づいて判断しうる限りにおいて、供託原因の存否等当該供託が実体法上有効なものであるか否かという実体的要件にも及ぶと解するのが正当で」ある(最判昭和59年11月26日判時1149号87頁)。事案は次のとおり。賃料の弁済供託申請において、供託官が、弁済の提供が賃料の各弁済期から提供日までの遅延損害金を含んでおらず、債務の本旨に従った供託といえないから、供託原因がない、として申請を却下した。この供託官の処分に対し、供託申請者が、供託官は供託原因が実体法上有効に成立しているか否かについて審査権限はない、と主張して処分取消訴訟(行政訴訟)⁽²⁾を提起。裁判所は、供託官の実体的要件についての審査権限を肯定。

(4) 供託が受理されることによる問題解決の限界

供託官の審査権限が実体法的要件にも及ぶとすれば、供託申請の入口で、実体法的要件を欠くとして申請が却下(供託規則22条)される可能性がある(上記昭和59年最判)。

のみならず、供託が受理されたからといって、債権者から払戻請求訴訟を提起しない保障はない。二つの場合が考えられる。

- a 一つは、債権者が供託の無効を主張して、銀行に対して払戻しを請求する場合がある。
- ・元妻(X)が自己の口座とする意思で開設し、通帳、印鑑を所持している預金について、元夫(A)が自分が働いて得た金も預金に含まれていると主張して銀行(Y)に対し預金の払戻しの停止を要求した。そこで、銀行は、債権者不確知を理由として供託を申請し受理された。これに対し、Xが供託は無効であるとして銀行に対し払戻しを請求したところ、裁判所は、供託は無効と判示した(大阪地判平成4年3月26日判タ813号243頁)。

判旨は、まず、預金者は口座開設の意思表示をした者であり、預金通帳、届出印の双方を所

(2) 供託官の供託申請却下処分を争う方法として行政訴訟によるべきか、民事訴訟によるべきかについて争いがあるが、最判(大)昭和45年7月15日民集24巻7号771頁(多数意見)は、払渡申請却下処分に対する行政訴訟としての処分取消訴訟を適法とした。この判決には、少数意見として、供託官の行為は私法行為であり、民事訴訟によるべきとするもの(入江裁判官ほか)、形式的争訟については行政訴訟、実質的争訟については民事訴訟によるべきとするもの(松田裁判官ほか)が付されている。学説では、原告の便宜を重視して、行政訴訟と民事訴訟が選択的に許容されると解する説が有力である(藤原淳一郎、阿部泰隆等)。

持している元妻が預金者である、と認定。その上で、「Aの主張は、本件預金中に自己の収入から出捐されたものが一部入金されていることを理由にYに対して本件各預金の支払差止めを依頼しているに過ぎず、…Aにおいて自己が本件各預金の預金者であると主張しているのではないから、預金名義人であるXが預金通帳及び届出印鑑を所持しているという状況の下では、右争いが夫婦であったAとXとの間の争いであることを考慮しても、Yには、Xが本件各口座の預金者であることを疑うべき合理的理由があったとすることはできない（双方が弁護士に委任して争っていることは、Yの債権者確知のための努力を軽減するものではない。）」

- b もう一つは、被供託者が還付を受けるために必要な「還付を受ける権利を有することを証する書面」（供託法8条1項、供託規則24条1項1号）を得るために銀行に対して訴えを提起する場合である。

この「還付を受ける権利を有することを証する書面」とは、複数の被供託者間の確定判決、和解調書、承諾書等と解されており、本来なら供託者である銀行が被告とされるいわれはない筈である。しかし、現実問題として銀行を相手に訴訟が提起されること自体を防ぐことはできない。

3 債権者不確知供託をした銀行に対する債権者の提訴

(1) 銀行を被告として提起される訴訟

債権者不確知供託を申請してこれが受理されれば、弁済の効力が生じるから、債務者たる銀行は一切の責任から免除されるはずである。

しかし、現実には債権者から銀行に対して訴訟が提起されることがありうる。考えられる訴訟のタイプとしては、①被供託者の一人からの払戻請求と、②同じく一人からの供託金還付請求権が自分にあることの確認請求であろう。

(2) 預金払戻請求に対する対応

被供託者である債権者の一人が供託者たる銀行に対して預金払戻しを請求するのは、供託が無効であることを前提とするからである。銀行としては、この訴訟に対して、供託の抗弁を提出し、供託の有効を主張することになる。

供託の抗弁が認められれば、原告の請求は棄却される。その判決が、民法496条の「供託を有効と宣言した判決」となる（供託者はその判決確定後は供託金を取り戻すことはできない）。

これに対して、判決が供託を無効であるとして原告の請求を認めた場合（上記平成4年大阪地判のケース）には、銀行は、二重払いのリスクを免れるために供託院を取り戻すことになる。その際、供託を無効とする判決は、供託規則25条の「取戻しをする権利を有することを証する書面」たりうるであろう。

(3) 供託金還付請求権確認請求に対する対応

- a 原則 被供託者とされている債権者の一人が銀行に対して供託金還付請求権が自分にあることの確認請求を提起した場合には、訴えの利益がないと解すべきである。供託者は債権者が確知できないからこそ供託をしたのであるし、複数の被供託者の間で誰が権利者であるかは、本来、被供託者の間で確定すべき問題であるからである。
- b 訴訟上の対応 しかし、現実問題としては、銀行を相手にこのような請求が提起される可能性を否定できない。

その場合の対応としては、訴えの利益なきことを理由とする却下を求めることが第一であるが、それが認められない場合には、他の被供託者に対して訴訟告知（民訴53条）をしておくことが考えられる。

他の被供託者がそれに応じて、還付請求権が自己にあることを主張して独立当事者参加（権利主張参加、民訴47条後段）してくれば、銀行は原告および参加人の同意を得て訴訟から脱退できる（民訴48条）。また、訴訟告知を受けた他の被供託者が参加（補助参加を含む）しなくても、その者との関係で参加的効力を及ぼすことができるから（民訴53条4項、46条）、一定の範囲で紛争の一回的解決を図りうることになる。

(4) 訴訟に巻き込まれた銀行の応訴の負担の軽減

供託が債権者不確知として受理された場合にはもとより、不確知とまではいえないとして受理されなかった場合にも、債務者たる銀行が真の権利者に払う態度を示している以上、紛争の核心は、払うか払わないかではなく、誰に払うか（誰が真の権利者か）である。こうした紛争は、自分こそが真の権利者だと主張する者どうしの間で決着をつけるべき問題であって、債務者がこの訴訟に巻き込まれるのは、まことに迷惑である。このような問題意識から、訴訟の巻き添えにされる者の応訴の負担の軽減策があるか。

- a 独立当事者参加があった場合の訴訟脱退（民訴48条） 上述のとおり、これは原告・参加人の同意を要件とするから、同意が得られないと効力がない。
- b 事実上の応訴の負担の軽減策 訴訟を（特に遠隔地で）追行するためには多大のコストを要する。それをいかに軽減するか。①書面審理を中心に審理が進む方策として、第一回期日に提出する答弁書（陳述擬制が働く。民訴158条）にすべての事実主張を尽くすこと、②遠隔地の裁判所に出頭しないで済むように書面による準備手続（民訴175条）の働きかけ、③当事者本人（代表取締役）の出廷または弁護士代理を避けるため、釈明処分として「当事者のために事務を処理し、又は補助する者で裁判所が相当と認めるもの」の出頭・陳述を申請すること（民

訴151条1項2号)、等が考えられる。